

全養協通信

平成20年3月10日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」閣議決定(3月4日)

3月4日(火)午前、政府は児童福祉法等の一部を改正する法律案(以下「改正案」)を閣議決定し、今国会に提出することとなりました。

本改正案は、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の報告をふまえ、働き方の見直しと包括的な次世代育成支援の推進をはかるため、先行して進めるべき施策として提出されたもので、(1)地域における子育て支援の充実、(2)要保護児童等に対する支援の強化、(3)地方公共団体及び事業主の取り組みの強化、が主要な内容となっています。

(1)社会的養護専門委員会報告をふまえ、要保護児童等に対する支援を強化

社会的養護関連分野の改正案については、すでに社会保障審議会児童部会、厚生労働省主管部局長会議、主管課長会議等でもその内容が明らかにされていますが、主な内容は下記のとおりです。

里親制度の改正

養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件として一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。【第6条の3】

都道府県の業務として、里親に対する相談・援助等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。【第11条】

小規模住居型児童養育事業の創設

要保護児童の委託先として、養育者の住居において要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設する。【第6条の2第8項】

養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。【第34条の3から第34条の6まで】

要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。【第25条の2】

家庭支援機能の強化

児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。【第26条の2、第27条の2】

児童家庭支援センターについて、施設に附置される場合だけでなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO、地域で相談支援を行う機関が児童家庭支援センターになることを可能とする。【第44条の2、第44条の3】

年長児の自立支援策の見直し

児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の見直しを行う。【第6条の2第1項、第33条の6等】

被措置児童等虐待（施設内虐待）の防止

施設長、施設職員、一時保護所の職員、小規模住居型養育事業（仮称）を行う者及び里親等が行う暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等を被措置児童等虐待と位置づける。【第33条の10～11】

被措置児童等虐待を発見した者に通告義務を課すこと、被措置児童等虐待を受けた子どもが届出できること、通告や届出先に都道府県等のほか都道府県児童福祉審議会を定める。【第33条の12】

都道府県の職員は、都道府県等に通告をした者及び届出した子どもを特定させる事項を漏らしてはならないこととする。【第33条の13】

通告・届出があった場合の事実確認や保護、施設の立ち入り調査、質問、勧告、業務停止等の都道府県や都道府県児童福祉審議会が構すべき措置を明確化する。

【第33条の14～15】

国は、被措置児童等虐待に関する検証・調査研究を実施し、都道府県は被措置児童等虐待の状況について公表する。【第33条の16～17】

その他

都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。【次世代育成支援 対策推進法第9条第1項】

(2)被措置児童等虐待防止にかかわる条文、高齢者虐待防止法の内容をほぼ準用

今回の改正案で、被措置児童等虐待（施設内虐待）防止にかかわる内容については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」）の内容がほぼ準用されています。

< 条文等は抜粋 >

	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(2006.4 施行)	「児童福祉法の一部を改正する法律(案)」(2009.4 施行予定)
法の目的・虐待の定義	5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為	第六節 被措置児童等虐待の防止等 第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者(以下「施設職員等」と総称する。)が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加

		えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。
施設における虐待の定義	イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	一．被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
	ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	三．被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
	ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	四．被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	二．被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
	ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	
		第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

(3) 関係機関等への通告・対応等については、都道府県児童福祉審議会の役割を明記

また、関係機関等への通告・対応等にかかわる今回の改正案では、この間の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の検討・報告等をふまえ、都道府県児童福祉審議会の果たす役割が明記されていることが特徴です。

< 条文等は抜粋 >

	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(2006.4 施行)	「児童福祉法の一部を改正する法律(案)」(2009.4 施行予定)
通告	(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)	
	第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。	第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という）都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。
	2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。	被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
	3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。	
4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた	被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたとき	

	高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。	は、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
不利益禁止	6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。	刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
	7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。	施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
行政等による対応	第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。	
	第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。	第三十三條の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
	第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二條第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。	第三十三條の十四 都道府県は、第三十三條の第十二項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたくないとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。
		都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第十二條の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三條第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

		都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。
都道府県児童福祉審議会の役割		第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
		都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
		都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
		都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。
公表・国の役割等	第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。	第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。
		第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

(4) 都道府県行動計画に、「保護を要する子どもの養育環境の整備」が加わる

今回の改正案により、関係法の一部改正もはかられます。その中で、次世代育成支援対策推進法に定める都道府県行動計画に、「保護を要する子どもの養育環境の整備」が加わりました。

「次世代育成支援対策推進法」改正案	現行
<p>(都道府県行動計画)</p> <p>第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。</p>	<p>(都道府県行動計画)</p> <p>第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。</p>

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
---	--

今回の改正案により、5年ごとに策定される都道府県行動計画によって、社会的養護の整備、必要な措置を行う努力義務が課せられることとなり、都道府県段階における社会的養護体制の充実が具体的にはかれることとなります。

(5)全養協、改正案施行に向け、引き続き取り組みをすすめる

改正法の施行段階に向けた課題の整理を進める

全養協では、3月5日（水）に第4回制度政策部会を開催し、今回の改正案について協議しました。その結果、今後省令・通知等により具体化される実施段階での課題等を引き続き分析するとともに、子どもの育みを支える児童養護施設の現状をふまえた施行とするため、引き続き関係部会で協議・検討を進めるとともに、必要に応じて要望を行うこととしています。

児童養護施設における諸課題の検証を進め、対応をはかる

また、制度政策部会では、児童養護施設における子どもの権利侵害・虐待問題について、「何よりも児童養護施設関係者として、その責任の重さを受けとめています（昨年の北海道大会宣言）」をふまえ、全養協として、児童養護施設における諸課題の検証をすすめ、対応をはかるための委員会（名称等は未定）を設けて検討を進めることとし、今後全養協常任協議員会、総会において具体化をはかります。

2. 厚生労働省、今後必要な人員配置・措置費算定のあり方を検討 するため、全国調査を実施 ～ 調査への積極的な協力を～

(1)子どもにとって必要なケアの質を確保する基礎的資料として、調査を実施

厚生労働省は、昨年11月にまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告をふまえ、今後の社会的養護にかかわる施設機能の見直しを進めるとともに、今後必要な人員配置・措置費算定のあり方を検討するため、全国調査を行うこととなりました。

この調査は、施設調査、職員勤務時間調査、児童調査、の3つの調査となっており、厚生労働省が委託したみずほ情報総研株式会社から、全国の児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、約1,070か所に直接送付されます。

なお、3月6日（木）には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の藤井康弘家庭福祉課長が、全養協の中田浩会長をはじめ、全国乳児福祉協議会の長井晶子会長、全国母子生活支援施設協議会の村田巧会長を訪れ、調査の趣旨を説明するとともに、今後の社会的養護の充実と人員配置充実をはかるため、本調査への協力を依頼しました。

(2)施設の現状について率直に記入の上、ぜひ調査への協力を

厚生労働省からは、あくまで子どもにとって必要なケアの質を確保するための基礎的調査であり、この目的以外には使われないことが説明されました。

調査票はまもなく各児童養護施設に届く予定ですが、3月26日(水)が回答期限となります。年度末の厳しい状況ですが、ぜひ本調査への協力をはかられたく、各児童養護施設の現状について率直に記入の上、ぜひ回答期限までに所定の返送先に返送をお願いいたします。

3. H.I.S. 「子ども世界体験プログラム(第2回)」参加者を募集

株式会社エイチ・アイ・エス(以下「H.I.S.」)では、全養協の協力のもと、昨年12月に第1回「子ども世界体験プログラム」を実施しましたが、第2回を、本年7月29日~8月1日(前日の7月28日に結団式を予定)に実施することとなり、全養協も引き続き本企画・運営に協力することといたしました。なお、実施プログラムについては第1回と同様を予定しています。

第2回プログラムの詳細については、H.I.S.から3月中旬に、各児童養護施設に直接案内文が届きますのでご参照ください。